## 第5章 土壌汚染

土壌汚染とは、土壌中に重金属、有機溶剤、農薬等の物質が、人の健康へ影響を及ぼす程度に含まれている状態をいいます。土壌が有害物質により汚染されると、その汚染された土壌を直接摂取したり、汚染されたりした土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲用すること等により人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

近年、工場跡地等の再開発・売却等の増加に伴い、土壌汚染が判明する事例が増えてきています。こうした背景を踏まえ、「土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護すること」を目的に、「土壌汚染対策法(以下「土対法」という。)」が制定されました(平成15年2月15日施行)。また、この法制度を補完するため、大阪府では、府の地域状況に応じた土壌汚染対策を進めるため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下「府条例」という。)」を改正し、土壌汚染に関する規定を追加しました(府条例の最終改正は令和3年4月1日施行)。

また、土壌の汚染に係る環境基準は、平成3年8月に告示されています。(※:資料-11参照)

土対法は、土壌汚染の可能性の高い土地について、一定の機会をとらえ土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務付けています。その結果、土壌汚染が判明した場合は区域指定し、人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じることなどを定めています。

府条例では、土対法の規制を基本に調査対象物質にダイオキシン類を加えるとともに、土壌汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加しています。また、土地の所有者等の責務について規定しています。

令和6年度は、土対法に基づく要措置区域の指定はありませんが、形質変更時要届出区域の指定を2件行い、形質変更時要届出区域の一部解除を1件行いました。

令和6年度末現在、豊中市内の要措置区域の指定は1件、形質変更時要届出区域の指定件数は34件です。また、令和6年度の土対法に基づく形質変更時要届出区域内における形質変更の届出等(土対法第12条関係)を受理した件数は4件で、汚染土壌の搬出時の届出等(土対法第16条関係)を受理した件数は3件です。

土対法・府条例に基づく届出等の手続関係について事前に相談に来られた件数は、令和6年度は50件、 その他土地売買に関する情報関係の相談は441件です。

表 5-1	要措置区域等の件数
17 0 1	女阳但区场分切开数

	指定	件 数	解 除 件 数		年度末時点の指定件数	
	要措置区域	形質変更時 要届出区域	要措置区域	形質変更時 要届出区域	要措置区域	形質変更時 要届出区域
平成22~26年度	5	26	0	5(7)	_	_
平成27年度	0	1	0	2	1	20
平成 28年度	0	2	0	1	1	21
平成29年度	0	4(2)	0	0(1)	1	25
平成30年度	0	1(2)	0	0	1	26
令和 元 年度	0	0	0	0	1	26
令和 2 年度	0	3	1	1 (1)	0	28
令和 3 年度	0	1	0	1	0	28
令和 4 年度	1	2(1)	0	0	1	30
令和 5 年度	0	2(1)	0	0(2)	1	32
令和 6 年度	0	2	0	0(1)	1	34
合 計	2	44(6)	1	10(12)	_	_

※〔 〕内は、指定の一部追加件数。( )内は、一部解除件数。数値は令和7年3月31日現在。

表 5-2 令和6年度の要措置区域等の指定一覧

整理番号	指定年月日	指定番号	形質変更時要届出区域 の所在地(地番表示)	面 積 (㎡)	指定に係る特定 有害物質の種類
整-R5-2	令和5年9月14日 (令和6年5月8日 一部解除及び汚染状 態の一部変更)	形-42号	豊中市千成町2丁目6番1の 一部、6番2の一部、8番の一 部、18番の一部、20番の一 部、271番1、271番5の一 部、271番6の一部、271番 7の一部、271番8の一部、 271番9の一部	2478.50	(調査省略により第1 種・第2種有害物質で指 定)
整-R6-1	令和6年6月12日	形-43号	豊中市螢池西町2丁目62番4 の一部	1564,224	六価クロム化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
整-R6-2	令和7年2月14日	形-44号	豊中市日出町2丁目291番3 及び291番7の各一部	204.4	ふっ素及びその化合物

<sup>※</sup>令和6年度は要措置区域の指定なし。

- ※最新の状況は、市ホームページ等でご確認ください。
- ※土対法施行の基本的な考え方は、以下の通知やガイドラインに基づきます。
  - ・平成31年3月1日付環水大土発第1903015号「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正 後の土壌汚染対策法の施行について」
  - ・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版(令和4年8月環境省)
  - ・汚染土壌の運搬に関するガイドライン改訂第4.1版(令和3年5月環境省)
  - ・汚染土壌の処理業に関するガイドライン改訂第4.2版(令和4年7月環境省)
- ※府条例については、以下の手引きとパンフレットをご確認ください。
  - ・土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染に係る調査・対策の 手引き(令和5年5月)
  - ・大阪府の土壌汚染対策制度~土壌汚染対策法と大阪府生活環境の保全等に関する条例~

	分類		項目	含有量基準(指定基準) (mg/kg)	溶出量基準(指定基準) (mg/ℓ)	第二溶出量基準 (mg/ℓ)
1		(第1種特定有害物質)揮発性有機化合物	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)		0.002 以下	0.02 以下
			四塩化炭素		0.002 以下	0.02 以下
			1,2ージクロロエタン		0.004 以下	0.04 以下
			1,1 ージクロロエチレン (塩化ビニリデン)		0.1 以下	1 以下
			1,2ージクロロエチレン		0.04 以下	0.4 以下
			1,3-ジクロロプロペン (D-D)		0.002 以下	0.02 以下
		延有宝 機化	ジクロロメタン (塩化メチレン)		0.02 以下	0.2 以下
		吉物質	テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)		0.01 以下	0.1 以下
	<b>#</b> +	貝)	1,1,1ートリクロロエタン		1 以下	3以下
hete.	特		1,1,2ートリクロロエタン		0.006 以下	0.06 以下
管	定		トリクロロエチレン		0.01 以下	0.1 以下
理	有		ベンゼン		0.01 以下	0.1 以下
有	害		カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 0.09 以下
害	物		六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
物	質	<b>今</b>	シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
質	·-	(第2種特定有重金属等	水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
	土壌汚迹	性特定有 重金属等	うちアルキル水銀	Will LO IX IV	検出されないこと	検出されないこと
〈 府 条			セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
例)	〈対策法〉	害物質)	鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
	(法)	質)	砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 O.O1 以下	砒素 O.3 以下
			ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
			ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下
	(第3種特定有害物質)	(第3種特定有害物質)農薬等	シマジン (CAT)		0.003 以下	0.03 以下
			チオベンカルブ (ベンチオカーブ)		0.02 以下	0.2 以下
			チウラム		0.006 以下	0.06 以下
			PCB (ポリ塩化ビフェニル)		検出されないこと	0.003 以下
			有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオ ン、メチルジメトン及び EPN に 限る。)		検出されないこと	1 以下
	ダイオキシン類			1000pg-TEQ/g 以下		

(注) mg/kg(土壌 1 キログラムにつきミリグラム)  $mg/\ell$ (検液 1 リットルにつきミリグラム) pg-TEQ/g (土壌 1g につきピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値〕)